

第 2 1 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成：１８年２月２１日

会場：農林水産省第１特別会議室

時間：１５：００～１７：００

議 事 次 第

- １．開　　会
- ２．農村振興局次長あいさつ
- ３．議　　題
 - （１）平成１７年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について
 - （２）中山間地域等直接支払制度の新たな対策への取組について
 - （３）農地・水・環境保全向上対策について
- ４．閉　　会

○中山間整備事業推進室長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第21回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私、事務局を務めます中山間整備事業推進室長の内田でございます。

それでは佐藤座長、本日はよろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうも、年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は17時に終了したいと思っておりますので、円滑な議事進行をよろしくお願いいたします。

なお、服部委員、それから内藤委員及び地井専門委員がご欠席でございます。

それでは、まず初めに農村振興局長からごあいさつをいただくことになっておりますが、山田局長は所用で少しおくれて参りますので、中條次長の方からごあいさつをいただきます。

○農村振興局次長 ただいまご紹介いただきました、農村振興局次長の中條でございます。

委員の先生方には、日頃から、この検討会のためにご尽力賜っておりますこと、心から感謝申し上げたいと思います。本日は、また年度末のご多忙の中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。それから、中山間地域等直接支払制度を始め中山間地域の振興対策について、これまで重ねて貴重なご意見を賜ってまいりましたことを、改めまして御礼を申し上げたいと思います。

昨年3月に食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。その中で地域振興施策としまして、農地・水などの資源・環境の保全管理施策、都市と農村の共生・対流の促進とありまして、中山間地域の振興施策を総合的に推進することが明記されたところでございます。特に、今後も耕作放棄地の発生を防止して多面的機能を確保するため、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施することとしたところでございます。これを受けまして、新たな中山間地域直接支払制度につきましては、昨年度、本検討会でご審議賜りました制度の検証と課題の整理の結果を踏まえ、集落における将来に向けた取り組みの充実により、安定的な農業生産活動等の継続を促す仕組みといたしまして、平成17年度以降も継続して実施されることとなったところでございます。

本日は、今月13日に公表いたしました平成17年度の実施状況見込みについてご説明をさせていただくとともに、新たな制度の実施に当たりまして積極的な推進活動を行っていただいております各県の特徴的な取り組みにつきまして、それぞれ各県のご担当の方からご紹介をいただくこととしております。

また、昨年10月に経営所得安定対策等大綱の中で、品目横断的経営安定対策とあわせまして、車の両輪として農地・水・環境保全向上対策が定められたところでございます。現在、平成19年度の本格導入に向けまして検討を進めているところでございます。この農地・水・環境保全向上対策につきましては、地域の共同活動を活用しまして、農地、水路等の資源を守ることを目的としておりますけれども、目的は異なります中山間地域等直接支払制度と、その行為が一部重複することが想定されます。また地域の関心もととりわけ高いことから、その概要につきましてご説明をさせていただくこととしております。

いずれにしましても、農林水産省としましては、新たな食料・農業・農村基本計画の着実な実施を図るとともに、本検討会におきますご議論も踏まえながら、中山間地域等直接

支払制度の一層の普及・定着を中心として、今後とも中山間地域の振興に努めてまいりたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましては、本日も忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○中山間整備事業推進室長 それでは、お手元に配付しております資料の方を確認させていただきます。

まず、上から、第21回中山間地域等総合対策検討会議事次第、次に中山間地域等総合対策検討会委員名簿、次に第21回中山間地域等総合対策検討会発表者名簿、それから、配付資料一覧としまして、順に資料1、これはA4縦でございますが、先日公表しました平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）次に資料2としまして、これもA4縦でございますが、中山間地域等直接支払制度の新たな対策への取組、資料3としまして、これはA4横でございますが、農地・水・環境保全向上対策について。

参考1でございますが、A4縦で経営所得安定対策等大綱、次に参考2としまして、A4横で、経営所得安定対策等の具体化についての考え方。続きまして、A4横、参考資料でございますが、平成17年度中山間地域等直接支払制度の取組事例。最後に、これはカラーになってございますが、岩手県のパンフレット「新制度のあらまし」及び富山県パンフレット「『元気ハツラツとやまの田舎』活性化に向けて」、以上、これが本日の資料でございますが、特に問題等はございませんでしょうか。

○佐藤座長 皆さん、お手元にお揃いでしょうか。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

本日は、お手元の議事次第にございますように、まず1つ、平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について、それから2つ目に、中山間地域等直接支払制度の新たな対策への取組について、そして3つ目に農地・水・環境保全向上対策についてという3つの議題についてご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それぞれ逐次事務局からご説明をいただき、その後、ご意見、ご質問等をいただくというふうに進めたいと思います。

それでは、まず議題の（1）について事務局からお願いいたします。

○地域整備課長 私、地域整備課長の高嶺でございます。

資料1、中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）につきまして説明をさせていただきます。

まず、表紙をちょっとごらんいただきたいと思います。真ん中のところに四角でくくっておりますけれども、本実施状況（見込み）につきましては、都道府県からの聞き取りに基づき平成18年1月末現在で取りまとめた概数値でございます。平成17年度の中山間地域等直接支払制度の実績につきましては、平成18年6月末までに都道府県からの報告に基づき公表をする予定でございます。したがって、今日のこの数値は変わり得るということをお知らせしておきます。なお、この見込みにつきましては、先般公表をしているところでございます。

ちょっと資料をおめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、平成17年度の取り組みの市町村数でございます。平成17年度に中山間地域等直接支払交付金の交付が見込まれる市町村は1,161市町村でございます。対象農用地を有する市町村が1,293市町村でございますので、その90%で交付を行うという予定になっております。

次に協定数でございます。平成17年度に締結された協定数は、合計の数字でございますけれども、2万7,905協定と見込まれておりまして、うち集落協定が2万7,483、個別協定は422協定となっております。それぞれ参考としまして、右側の方に平成16年度の数値を載せております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

交付見込み面積でございます。平成17年度に対象農用地において協定が締結され、交付が見込まれる面積は約65万4,000haとなっております。これは平成17年度に策定された市町村基本方針に定められた対象農用地面積80万7,000haの81%となっております。参考として、平成16年度の交付面積、対象農用地面積を載せてございます。

次に、交付見込み面積の内訳でございます。先ほど見ていただきました平成17年度の交付見込み面積約65万4,000haのうち、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価の交付が見込まれる面積は約13万9,000haでございます。下の表にも書いていますが、協定数としては約1万5,000協定の取り組みが見込まれております。この適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価でございますが、従来8割単価というふうに表現をしておりましたけれども、今後は基礎単価と表現をしていきたいというふうに考えております。また、適正な農業生産活動等に加えまして、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価の交付が見込まれる面積は約51万5,000haで、1万2,671と書いていますけれども、約1万3,000協定の取り組みが見込まれております。この面積につきましても、従来は通常単価と表現しておりましたけれども、今後は体制整備単価と表現していきたいと考えております。

さらに、担い手等への農作業の受委託、法人の設立など、より積極的な取り組みを行う場合において別途単価の加算が見込まれる面積、いわゆる加算単価面積でございますけれども、676協定で7,500haが見込まれております。その内訳は、規模拡大加算が295協定で800ha、土地利用調整加算が167協定で3,000ha、耕作放棄地復旧加算が95協定で100ha、法人設立加算が172協定で3,700haとなっております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

参考1といたしまして、各都道府県ごとの実施状況のデータをお示ししております。交付市町村数、それから協定数、交付見込み面積、加算単価面積、参考として平成16年度の交付面積を載せてございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

参考2といたしまして、農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組み事例として、平成17年度において各地域で取り組まれた特徴的な事例をここに載せてあります。まず、マスタープランの作成に特徴のある取り組み、これは愛媛県の久万高原町ですけれども、それから2つ目として、集落協定の連携や統合に向けた取り組み、3つ目として機械・農作業の共同化に向けた取り組み、4つ目といたしまして農業生産法人、集落営農組織の育成に向けた取り組みについて紹介をしております。

最後に5ページでございます。参考3として、本制度のPR版を載せております。

なお、別途、この資料とは別に参考資料といたしまして、平成17年度における取り組み事例を作成し、お手元に配付させていただいております。

説明は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○守友委員 今日は説明ということになりますか。大変特徴的な数字が出てきたという気がします。後で県の報告で具体的な事例が出るようですね。そのときに色々ご質問すればよろしいでしょうか。

○佐藤座長 もしあればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○小田切委員 今後の推進やその方針とか、そういうことについての質問などはこの場ですべきでしょうか、後ですべきでしょうか。

○佐藤座長 ございましたらこの場でどうぞ。ご意見をお願いします。

○守友委員 では、感想だけ。今ご説明いただいた資料1の3ページについてです。

○佐藤座長 一番最後の資料ですね。

○守友委員 平成17年度の実施状況見込みの資料です。これを事前に送っていただいたので見ておまして、やはり気になっていた基礎単価面積、体制整備単価面積のところと、それから加算単価面積のところはどう出るのかというところに一番関心を持っていたのですが、それでも、北海道がかなり独特の動きをしているのと、府県が基礎単価と体制整備が大体1対2ぐらいの割合で、そういうような府県に対して、例えば岩手、山形、島根、山口などがとても体制整備単価面積の割合が高いということですね。今回の体制整備の場合には、やはり人にかかわって、要するに取り組みの仕方によって、つまり傾斜度などという、自然条件よりも人的条件によって差が非常に大きいことが一つのハードルとなっていて、それを超えられるか、超えられないかというところが課題だったということなのですね。となりますと、かなりここで差が出たなというところで、やはり私たちも第2期の対策にいくときに、体制整備と加算の部分をどうきちんと維持していくのかという課題がございましたので、今後このところで、例えば岩手、山形などいろいろやられてご苦労されているところ、島根もそうでございますし山口もそうでございますが、そういったところで、どういうご苦労をされることによってこのようなプラスの評価ができる結果になったのかというのが今後の検討課題ではないかなと思っております。大変貴重な資料が出てきたなと思っております。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、小田切委員。

○小田切委員 私も感想と質問と論点、それぞれ1点ずつ申し上げてみたいと思います。

1つは、感想につきましては、今の守友先生と全く同じでございます、随分と頑張った数字が出てきたなと思っております。平成16年度と比較して、第2期対策の数字は98.4%という数字です。事前に我々が地域を歩きましたところ、2割減、3割減なんていう、そういう実感を持っていたものですが、ふたをあけてみたら随分立派な数字が出てきているなと思っております。

それに加えて、いわゆる体制整備単価の割合ですが、守友先生もおっしゃいましたよう

に、都府県で65.0%という数字が出ています。これも事前に歩いたところでは、地域によっては3割、2割という、そういう声もあったわけですので、随分立派な数字だと思っています。

ただ、先程もございましたように、特に体制整備単価のシェアの地域間格差というのが大変気になっております。13日に公表された段階で若干の分析も試みているんですが、この体制整備単価の割合が、例えば地域の高齢化率とか水田率等々との相関がほとんど見られないということは、地域それぞれの事情はあるんでしょうが、この8割単価に留まっている地域は、推進でうまくいかなかったような論点がそれなりにあるんじゃないかと思っています。中国地方を見ると顕著なんです、具体的な県の名前を出して大変恐縮なんです、岡山が41%、島根県が79%、山口県が78%という大きな格差があります。もう一つ注目すべきなのは、広島は協定面積では対前年比で104%なんです、体制整備単価が49.3%なんです。随分バラバラとした数字が出ておまして、これをどう考えるのかというのがポイントだろうと思います。もしここに今後の整備推進の余地があるということであれば、2期対策の2年目である来年度が非常に重要になるのかなと思っています。

それから、2点目は質問なんです、今、課長にご説明いただいた2ページの下表、これは大変おもしろく拝見させていただきました。基礎単価と体制整備単価、この2つの数字を計算すれば1協定当たりの平均面積が出るわけなんです、単純に計算すると、体制整備単価の方が随分大きな数字が出る。広域化、あるいは統合というのが今回の第2期対策の一つの隠れたキーワードだとすれば、確かにそういうところで、かなり体制整備が進んでいるという結論が出し得るんだらうと思います。ただ、残念ながらこれは北海道と都府県が混在している数字ですので、もし可能ならば、北海道と都府県についてこの数字を公表していただければありがたいと思います。それが同じような傾向であれば、やはり広域協定においてはかなり体制整備が進んでいるという、そんな結論も出て、今後の推進上の一つのバネになるんじゃないかと思っています。

それから、3番目に検討のお願いです。「実施要領の運用」によりますと、2年目の協定の提出期限が6月末だとなっています。これはもう実施要領の中で書き込んであるわけで、今後の改正はできないのかもしれませんが、6月末ということであれば、実質上農繁期直後ということで、今申し上げたように、2年目において8割単価をいかに10割単価にステップアップするのか、大変重要であるにもかかわらず、集落での話し合いの時期、期間が余りないということになるんじゃないかと思っています。その意味で、協定の提出を2年目についても1年目と同様におくらせるような対応ができるのかどうか。あるいは、できないとすれば、少し気が早い話ですが、3期対策、ないしは地域資源保全対策の方もこの辺のあたりをご注意して検討いただく必要があるのではないかなと、そのように思います。

以上3点でした。

○佐藤座長 2点目の北海道の仕分けについては今できますか。

○中山間整備事業推進室長 では、まず2点目のデータの関係を説明させていただきます。

協定の規模でございますが、全国で見ますと基礎単価が9ha、体制整備単価が1協定当たり41haとなっておりますが、北海道では基礎単価の協定の規模が231ha、体制整備単価では996ha、約1,000haとなっております。また、参考までに、都府県につきましては基礎

単価につきまして 8 ha、体制整備単価につきましては17haとなっております。

○佐藤座長 それから、3点目の提出期限を少し後ろに遅らせるのは、規定に入っているので無理だと思うのですが、何か可能性はありますか。

○中山間整備事業推進室長 ある意味では制度の根幹とか手続にかかわることですので、なかなかすぐにはというのは難しいと考えておりますが、先ほど先生からもご指摘がありましたように、資源保全との関係も今後よく見ていきまして、検討する必要があれば検討していくというふうにしたいと考えております。

○佐藤座長 わかりました。どうもありがとうございました。

それ以外にいかがでしょうか。もしなければ次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

では、議題(2)に移りたいと思います。中山間地域等直接支払制度の新たな対策への取組についてということで、今日4つの県からお越しいただいております。時間も限られていて、余り十分時間を用意できませんが、お願いいたします。まず事務局からご説明をお願いします。

○地域整備課長 本日は、岩手県農林水産部農業振興課の佐藤技術副主幹兼主査、それから新潟県農林水産部地域農政推進課の窪田主査、富山県農林水産部農村環境課の林主任、熊本県農政部農政課の池田課長補佐をお招きしております。平成17年度からの新たな制度の実施に当たりまして積極的な推進活動を行っている各県の特徴的な取り組みにつきまして、1県当たり10分を目途にご紹介をいただきたいと思います。なお、4県からのご紹介の後に意見交換を行わせていただきたいと思いますというふうに考えております。

○佐藤座長 それでは、岩手県、新潟県、富山県、熊本県という順番にご発表をお願いいたします。

○岩手県(佐藤) ただいま紹介いただきました、岩手県農業振興課で中山間直接支払を担当しております佐藤と申します。

お手元の資料の方でご説明を申し上げたいと思います。

制度推進に向けた岩手県の取組というページでございますが、写真は本県の一番南端にあります一関市、そこの大東町大原の棚田でございます。大原の棚田は棚田百選に選ばれて、規模は大体3 haでございます。それから、昨年度本県でモデル集落として表彰しました花巻市石鳥谷町の山屋集落の写真を掲載させていただきました。おのおの特徴ある協定締結を行い、制度の効果を発現させていただいているところでございますので、写真でご紹介申し上げる次第でございます。

ページをめくっていただきます。

本県の中山間地域の概要でございます。平成17年3月末で本県の市町村数は58でございますが、そのうち約8割に当たる44市町村が中山間地域になってございます。本県の中山間地域は、県全体面積152万 ha でございますが、そのうちの約8割に当たります119万 ha でございます。この地域に県民の約半数に当たる65万人が住居してございます。また、産業面においては、県全体の約4割弱の純生産を占めておりまして、特に農業産出額では67%を占めている現状でございます。

写真は、きのう奥州市として合併したわけでございますが、その奥州市、旧水沢市の

中山間の状況でございます。特徴ある山内集落の中山間地域の写真を掲載させていただいております。

その下の次の表は、中山間地域の概要としまして県第三者委員会に公表した資料でございますが、データ内容は平成13年に作成したものです。2005年センサスが発表されてございますが、公表が4月以降ということで、まだ2005年センサスのデータが反映していない表でございます。数字は若干古いということでご了承願いたいと存じます。本県の中山間地域に占めるシェアがこのような内容となっております。また、市町村数の58は、去年の3月時点の市町村数でございますが、本年3月末で本県の市町村数は35と予定されています。

次のページをめくっていただきます。

直接支払制度の取り組み内容でございます。先程参考資料の中でも触れた点の再掲をさせていただきます。岩手県の部分でございますが、1月時点で交付市町村数39でございます。40市町村のうち1市町村を除くすべての市町村が交付市町村となっております。協定数は、集落協定1,093、個別協定43、合わせて1,136協定。交付見込み面積でございますが、1万9,283haでございます。基礎単価面積2,403ha、体制整備単価面積1万6,879haでございます。加算単価の面積の取り組みですが、446ha、平成16年度交付面積が1万8,358haでございますので、新制度の取り組みの前年対比としては105%の交付面積となっております。また、体制整備単価面積においては、交付面積対比で88%の比率でございます。

次に、新制度の取り組みでございます。本県の報告は、特にこの推進体制について報告するようというご指示でございますので、その一端をご紹介します。

私ごとでございますが、去年の3月下旬にこの制度の引き継ぎを前任者から受けまして、非常に危機感を抱いたのが実態でございます。4月早々に農林水産部の重点推進事項に「中山間地域の活性化に向けた直接支払制度の円滑な展開」を掲げまして、本制度の重点推進をまず旗揚げをしたということ。それから、次に、それを推進するに当たりまして2つの体制整備を構築したということです。その体制の1つが中山間地域等直接支払制度活用推進班の設置でございます。これは、本庁の主な農政担当が7課ありますが、その7課で構成した組織体制となっております。班長は当課の担当課長、副班長としましては土地改良部門の担当課長、班員に各関係課の担当課長が配置されております、所掌する内容としましては、制度の情報交換を行うこと、それから市町村等に対して直接支援をする地方振興局の体制並びに指導内容について指導を行う組織になっております。

2つ目として、地方振興局単位に中山間地域等直接支払制度活用地方推進班の設置をしております。出先機関、12振興局ありますが、全てに設置しております。所掌としましては、制度の情報収集・提供、市町村が行う業務への指導・助言・支援を行うという推進班であります。組織としましては、班長が農政を担当する部の農林水産調整主幹、その下に副班長として土地改良の担当課長、その下の班員として普及関係の職員を交えた班員4名から7名という体制で推進しております。さらには、この推進班の下に実働部隊としまして推進チームを必要に応じて設置させていただきました。

ページをめくっていただきまして、主な地方推進班の業務内容でございます。制度の説明・啓発を行うこと。それから市町村基本方針の策定支援を行うこと。集落マスタープラ

ン策定を含む集落協定の策定支援を行うこと。集落協定に係る部分が多々でございますので、集落協定等の締結支援を行うこと。協定に係る課題・問題の対処を行うこと。この5つを掲げました。その中で特に重点的なものとしましては、協定の統合化、それから協定の体制整備を推進するということを重点的に進めております。

その下の表は、各地方推進班の活動実績でございます。各振興局単位では開催回数にばらつきがございますが、合計で302回の延べ回数を開催させていただいておりますし、そこに参加していただいた市町村、それから団体、集落代表、担い手農家等の延べ参加者数が5,326人でございます。備考は、先程説明を申し上げました推進班の推進チーム設置の状況を示しております。

推進班の重点推進という内容につきましては、先程の5項目を行ってまいりましたが、その顕著なる内容についてご報告申し上げます。

協定統合による1協定当たりの面積が拡大しております。前制度の面積、1協定当たり12.7haでありましたが、それが17haに拡大しております。

次に、「集落の永続的な再生産を可能にする」。これは非常に重要な部分だとは認識しておりますが、その集落体制をいかに構築するかというところで、推進班が強力にこの部分について力を注ぎ、進めてまいっております。その結果、体制整備単価面積が1万6,879haで、協定面積比88%という内容になっております。

それから、次に特徴的に挙げられる部分としましては、「他集落との連携強化を行う」ことです。これは、従来営々として行われております「結いの精神」、この精神をいかに拡大をしていくかということが、再生産を可能にする体制構築につながるという思いのもとに連携強化を進めてまいった次第でございます。取り組み促進として提案した内容は、従来行われております水路の江ざらい、うちの方では堰あげとも申しておりますが、そういうことや道路の補修、地域の方では道普請という表現もしております。そのような取り組みを他の集落と共同して行うことを提案申し上げまして、それが非常に顕在化してきたというところが取り上げられると思っております。

次の資料は、参考資料として掲載させていただきました、千厩地方振興局の千厩地方推進班の支援活動状況でございます。ここの取組を取り上げたのは、本県の推進班のちょうど平均的な取組内容でございます。特別な例を挙げればよろしかったのかもしれませんが、平均的なところを掲載させていただきました。千厩振興局においては、3月下旬に本県としての制度説明を行い、さらに4月8日から町村の制度説明の展開を図ってまいりました。ずっと最後の末尾にまいりますが、第25回目として9月12日の中山間モデル賞候補集落の現地調査というところまで、集落の体制整備の取り組み等の支援活動を展開してきた内容の資料になっております。

表の見方としましては、協定名称まではそのとおりでございます。緑色の支援指導内容については、実施した内容をそのまま掲載させていただいておりますが、制度説明とあわせ集落の体制整備をこの中で検討し、提案をするなどの支援をしてまいりました。そして、その結果として、取り組み単価は体制整備・基礎単価に該当するところについて掲載をさせていただきました。体制整備の取り組み内容としては選択要件がございますが、どれを選んだかというところは選択要件のA-1、A-2、Bを該当するところを掲載しております。特に、地方推進班として確認をせねばならないというところは、基礎単価の協定に

留まらざるを得なかったという協定に着目しております。新たな体制整備により永続的な再生産をねらうとすれば、基礎単価の協定にとどまることは非常に集落の今後のことが危ぶまれるという懸念のもとに、基礎単価の協定にとどまる集落について、今後、どのような取り組みが可能となるかというところを注目してまいりました。

千厩地方振興局推進班においては25回の開催を行いまして、そこに参加していただいた地元の集落の代表を含めまして512人の方々と推進班の活動を展開してまいりました。さらに、ここには掲載してございませんが、千厩地方振興局の土地改良部門の農村整備室、それから普及部門の普及センターの方々などで推進チームを編成してございます。その推進チーム員が機会あるごとに、また、集落に入ったときには、本制度の内容説明並びに体制整備に向けた提案・支援を行なってまいった次第でございます。

説明資料は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。後程意見交換をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして新潟県の方からご紹介をお願いいたします。

○新潟県（窪田） 新潟県の窪田と申します。よろしくお願いいたします。

資料の7ページからになります。私どもの県からは、農業生産の組織化を中心にご報告をさせていただきます。

最初に、組織化の必要性ということで図を載せてございます。私どもの県での中山間地域の位置づけでございしますが、耕地面積で約4割、農家数で約半数を占めているということで、県の施策上も重要な位置づけとなっております。しかしながら、中山間地域では生産基盤が脆弱で、現状維持のままでは営農の継続は困難な状況であるということでもあります。

資料の9ページをごらんいただきたいと思いますのですが、こうした状況を踏まえまして、本県では中山間地農業の目指すべき将来像ということで、農外収入に頼る個別経営から脱却して、集落営農など持続的な営農体制の確立を進める。あわせて、限られた農地でございますので、それ以外の所得確保ということで、地域資源を活用した新たなビジネス化といったものに取り組んで、地域トータルとしての就業機会の確保、それから取得の拡大を目指すという方針で臨んでおります。この中で営農再編による集落営農の組織化ということは、中山間地域は農業が基幹産業でございまして、これらの取り組みを進めるベースとなるものと考えております。

資料に戻っていただきまして7ページでございしますが、推進体制でございます。私どもは、旧対策から継続して、本庁段階と、それから県の地域機関の段階の両方で推進チームを設置してきました。新対策に当たってもこれらの体制を維持しながら、本庁段階では県全体の方針決定なり目標設定をする。そして、それを受けて地域段階でそれぞれ地域ごとの目標設定、推進計画の策定、そして市町村と連携した実際の推進活動を展開するという体制をとっております。

具体的な推進内容ですが、本県では平成16年度から新対策への準備を進めてきております。

まず最初に、保全すべき農地のゾーニングでございまして。これについては、市町村が集落と連携して旧対策で維持してきた農地範囲をベースとしまして、今後とも守っていくべ

き農地範囲はどこか、また、このままで守っていけるのか、また、どのような形態で守っていくかということを相談して合意していただくということになります。これが、いわば新対策の交付対象面積に直結していくという考え方でございます。

具体的には、資料の11ページから12ページで保全すべき農地のゾーニング基準というものを載せてございます。これは本県の方で独自に区分基準を設定したものでございまして、このフローに基づきまして、限界的農地はどこなのか、そして限界的農地のうち優先的に保全しなければいけない農地はどこなのかということをこのフローに基づいて設定していくという参考になるものでございます。ここにありますように、単純に農業生産面だけではなくて、生活面、あるいは災害防止という観点からも見て、守るべき農地を決めるということでございます。このゾーニングにつきましては、ともすれば個人財産の価値を変えろとか、あるいは農地の切り捨てというようなことにもつながりかねないわけなんですけれども、農地をつくり続ける、あるいは荒らすということを単純に個人の判断にゆだねるということではなくて、集落みんなで考えていただいて、みんなで守っていこうというような意識づけにさせていただくということと、当然、どうやって守っていくかということになれば、組織化の必要性というところもおのずと出てくるであろうというところをねらっております。

それから、8ページに移りまして、集落協定の広域再編、継続的営農体制づくりの推進ということでございます。

先程、中山間地域は現状維持では営農の継続が非常に困難な状況にあると申し上げました。資料が飛んで申しわけございませんが、10ページにグラフを載せてございます。ちょっと古い資料でございますが、そういった中でも生産組織があるところとないところでは、耕作放棄の割合が大きく違ってきております。また、平成15年度に行った制度評価の際の回答でございますが、持続的な農業生産体制づくりの取り組みが実際に行われているのは半数にも満たないというような状況でございますが、今後の意向としては、「生産組織を中心とした営農体制の構築」、あるいは「担い手への集積」ということに対して強い意欲といいますか、結果が得られております。しかしながら、制度実施集落においては、耕地面積が10ha未満という集落が我が県内で約3割でございます。そういった状況の中で組織化を進めるとはいつても、やはり担い手が少ない中で協定を広域化してある一定規模以上の経営基盤がないと進められないのではないかと、考えたところであります。

そういったことで、8ページに戻りますけれども、広域体制づくりということで進めたわけでございます。具体的なイメージとしては、集落の農家のほぼ全員が参加して農地の利用調整を行う。その上に担い手の組織なり個別担い手の連携した形が、2階部分といいますか、そういうところで主要作業を行うというような体制をイメージとして示しまして進めてきたところであります。これは、ともすると高齢農家の農業からの撤退を促すというような誤解にもつながりかねないんですけれども、そうではなくて、日常的な補助作業は十分役割を担っていただきたいというような理解を得ながら進めてきたというところでございます。

こういった話し合いを踏まえて、新たな集落プランというものの作成を進めたところであります。これは平成16年12月に集落リーダー向けに手引を作成しまして進めたわけなんです、この時点ではまだ新対策の詳細な要件は明らかになっておりませんでした。そう

いう中であえて打ち出したというのは、ちょっと誤解を招く言い方かもしれませんが、制度の要件が出てきてしまうと、どうしても集落の将来像なり取り組み目標を制度要件に当てはめてしまいがちだというようなことを恐れまして、それよりも先にまず自分たちのフリーハンドで将来像を描いていただきたい。それが制度がどうあろうとも活用できる形に必ずなるはずだという啓発で進めてきたのであります。

こういうことを言ってきたんですけれども、現実には平成16年は非常に我が県でも災害が多うございまして、7月13日の豪雨災害、それから10月23日の中越地震、その後の20年ぶりの豪雪ということで、地域の大半とは言いませんが、多くの箇所でこの取り組みが停滞する、あるいは遅れざるを得なかったという状況があったのも事実であります。そして、そういう中で、平成17年に入りまして、うちの県としては、とにかく一人たりとも乗りおくれが出ないようにということで、全ての集落で協定を締結していただくということをまず最大の目標に掲げまして、当然ながら面積も旧対策を維持する。そして制度を積極的に活用していくということで進めてきたところであります。

それに加えて、県単独で制度を補完するような施策として、限界集落、担い手がいないわけなんです、当面、他の集落の生産組織等から主要な作業を助けていただく。それに対する助成をするような事業を立ち上げましたし、それから、加算措置では盛り込んでいただけなかった農業生産以外の、例えば農産加工や交流というところの部分の、いわゆる地域資源型ビジネス、これに積極的に取り組むところにも加算措置的な助成事業を講じたところであります。

私ども県としましては、対策が2期目に入っていますから、全県一律的な推進はやめようということで、先程言いました地域段階で考えていただいて、自分たちの地域をどう持っていくのか、そのためにどう制度を活用するのかということで、この制度をより地域に近づけていきたいという考え方でやってまいりました。結果として、県内でも地域間格差が出ているような状況がございます。これは、やはり支援・指導機関のリーダーシップなりマネジメント能力みたいなところが大きく出てきたかなと思っておりませんが、1年が経過しまして、8ページに掲げておりますような先進事例も現れてきております。こういった事例を参考にさせていただきながら、18年度、再度仕切り直しをして推進していただく。そのために県もお手伝いしていくという考え方であります。

以上であります。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、引き続き富山県の方からお願いします。

○富山県（林） 富山県の林と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の14ページになるかと思えます。14ページ、15ページをごらんいただきたいと思えます。

富山県については、富山県における中山間地域等直接支払制度の推進のためのNPO法人「グリーンツーリズムとやま」との連携事例について紹介させていただきたいと思えます。

まず初めに、このNPO法人「グリーンツーリズムとやま」の概要を簡単に説明させていただきますと、このNPO法人「グリーンツーリズムとやま」は、平成16年に設立されている団体でありまして、文字どおりグリーンツーリズムを推進するために設立された団

体であります。富山県では、全国に先駆けて平成15年に都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例を制定しておりまして、この中で、その実働部隊となる活性化センターの指定を受けることになっておりますが、その指定を受けているNPO法人でもある団体が、この「グリーンツーリズムとやま」であります。活動として、先程からも紹介しておりますように、グリーンツーリズムのほかに中山間地域の活性化の活動にも従事しているところです。

この「グリーンツーリズムとやま」と連携することになった背景であります。本年度から直接支払制度の2期対策がスタートしたわけですが、県では1つとして未締結集落の解消を図る必要があった。平成16年3月現在で富山県内では未締結集落が59ございしました。これらを少しでも協定締結に結びつけたいという思いがまず1つありました。

それと、2期対策の中で事務的な手続の簡素化を図るということで挙げておりますが、2期対策で新たに集落のマスタープランの作成、それから農用地等保全マップの作成といった作業が新たに加わってまいりました。それと、これまでの集落協定書もそうなんですが、集落の方々が高齢化している中で、集落の面積を手計算で書くような協定書はつくれない。やはりエクセルとか、そういったようなパソコンを用いて集計しなければいけないということで、これまで富山県では市町村が大方それらの作業に従事しておったわけですが、市町村合併等に伴って、なかなか手が回らないような状況にもなってきた。こういったところにも何か打開策が必要であると考えた点がありました。

それと、3つ目に、この2期対策では集落活動の活性化を図るとありますが、2期対策では体制整備単価と基礎単価という、この2つの単価が設けられたということで、富山県では、少しでも多くの集落が体制整備単価で取り組むことができないかということで、これらの支援に加えて何らかのサポート体制が必要であると考えておりました。その中で、NPO法人がここにかかわることができないかということで、NPO法人のサポート内容として集落協定の締結支援、それから、これら事務手続のサポート、支援、それから、NPO法人が最も得意とする集落活動の支援として、棚田のオーナー制度といったような都市農村交流にかかわることができないかということでNPO法人と話をしてみいました。その結果、最終的にNPO法人による具体的なサポート事例として、すべてNPO法人が行ったわけではないのですが、話し合い等に参加したことによって未締結集落が2つ解消しております。それと、農用地保全マップの作成支援を1集落分行っております。それと、3つ目として中山間地域連絡協議会。このU市には中山間地域直接支払制度に取り組む集落が23集落あるわけですが、例えば鳥獣害対策とか、単独ではなかなか困難な問題とかもあります。こういったような対策に対して横断的に取り組めるように、こういう協議会を設立しまして活動を支援しているところです。

今回、皆さん方のお手元に「『元気ハツラツとやまの田舎』活性化に向けて」というパンフレットをご用意させていただきました。これは、集落の皆さん方もそうですが、市町村担当者、それから農協、そういう関係機関もそうですが、消費者とかにも見ていただくように、一般県民にも一部配布しているところでもあります。この中の9ページをご覧くださいと思いますが、特に力を入れたのは「未締結集落の協定締結に向けて」ということで、この中に盛んにNPO法人を使ってくれというか、ちょっと言葉は適切ではないかもしれませんが、NPO法人がサポートしてくれますよというようなことをふんだんに盛り

込ませていただきました。これらによって行政と集落とNPO法人との三位一体の推進体系が構築できたのではないかなと感じております。

以上で発表を終わらせていただきます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、最後になりました。熊本県、お願いいたします。

○熊本県（池田） 熊本県の取り組み状況についてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

新対策におきましては、面積、参加農家数とも対前年以上を確保しております。田畑は増加している一方、畜産の不振等を背景に、草地、採草放牧地は減少しています。協定数は約2割減少していますが、その内訳は（4）のとおりです。旧協定集落の約1割が今回の対策に移行できませんでした。地域区分の変更により対象外となったものも一部ありますが、多くは高齢化等により、今後5年間の維持保全が困難というものです。一方、新規地区も87協定、1,790haありますが、そのうち4分の3は、地域区分の変更により新たに対象地区になったものや、市町村合併により緩傾斜農用地を対象に追加したものなどです。前対策の協定を全て今回の対策に移行することを目標として推進を行いましたが、対象地域の変更等の外的要因を除くと、実質898haの減とも言えます。

単価別に見ると、協定数で体制整備単価と基礎単価の比率は3対6となっておりますが、規模の大きい協定ほど体制整備単価に取り組む傾向にあることから、面積ベースでは逆に67%が体制単価となっています。

加算の取り組み状況につきましては、全体の面積から見るとごくわずかです。これは、今年度は協定の締結や体制整備単価の取り組みを中心に推進を行いまして、加算単価の浸透・推進が後手に回ったためであり、今後の推進課題と考えております。

次に、17ページをごらんください。制度の推進状況についてご説明いたします。

基本的な考え方としまして、集落の自主的かつ具体的な取り組みを支援するため、集落ビジョンの作成を推進してまいりました。平成15年の集落へのアンケートでも、66%の集落で作成の必要を認識しているようです。このため、今回の対策から作成が義務づけられましたマスタープランや農用地保全マップに関しても抵抗感なくスムーズに導入することができました。

具体例を申し上げます。お手持ちの資料の18ページと19ページをパワーポイントの方でご説明いたします。

この風景は、前に立っていらっしゃる方がマイスター。特定農山村支援事業のソフトの活用でございます。地域おこしのマイスターの方でございます。この方を講師で招聘しまして、皆さんで勉強会を開いている風景です。

こちらの方が、この集落でどういう特徴があるかを実際に落としたものです。

こちらの方は、写真を張りつけたものです。

これは耕作予想図の作成です。将来、どの農地がどういう形で生き残っていくか、換地されるか、それから、道路・水路はどのような格好でメンテナンスを加えるか、そういうことを話し合っているところです。

これは5年後の耕作予想図になります。赤で着色した部分は、5年後はもう生き残るのが非常に難しいのではないかと示したものです。

これは外部の方を入れて意見交換をやっているところです。

それから、これが実際のワークショップです。付せん紙にいろいろ書きまして張りつけていきます。ここの水路は何年以内にはこういった整備が必要だ、だれがやるか。集落でやるのか、市町村に頼むのか、そういったことを張りつけていきます。

これが張りつけた状態になります。

これが実際に張りつけたものを図面として落としたものであります。このような形で集落ビジョンという形で熊本県では作っております。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

4つの県のご紹介をいただきましたが、このご紹介を踏まえて意見交換をしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いいたします。

○松田委員 新潟県の発表についてですが、大変ご苦労なさって色々な工夫をなさっておられることがわかったんですが、ゾーニングマニュアルでゾーニングをしてここはどうするかと決めるときに、個別の方の対応とか意見がうまくまとめられる場合と、そうでもない場合と、色々かと思うんですが、大体において集落のリーダーの方の意見でまとまっていくものなんでしょうか。それとも、なかなか苦労したという事例もありますでしょうか。

○新潟県（窪田） 実際に聞こえてくるところでは、やはり難しいというところがございます。先程も申しましたように、個人の財産にかかわるということでございますので、個々の対応ではやはり難しく、私どもは、集落の中でもリーダーの方がよほど強力でなければ決めることもできないので、あえて市町村の方から提案をしていただいて、1対1ではなくて集落、地権者が大勢集まる中で話し合いをしていただくということをお願いしてまいりました。そうしないと、どうしてもやはり逆にいざこざにつながりかねないです。

○佐藤座長 よろしいですか。

ほかをお願いします。

○村田委員 富山県の方に聞きたいのですが、このNPO法人の「グリーンツーリズムとやま」というのは、実際やっている人はどういう人たちなのか。未締結の集落に対して集落協定の支援だとか、その他色々専門的な支援、サポートをしているわけなんですけど、それなりの専門知識というか、経験というのが必要なんだと思うのです。どういった人がこの「グリーンツーリズムとやま」をやっているのか教えてください。

○富山県（林） この「グリーンツーリズムとやま」には、正会員と賛助会員、合わせて128名会員がいらっしやいまして、正会員のほとんどの人は好きでグリーンツーリズムに取り組んでいます。例えば子供たちを集めて竹とんぼを作ったりとか、小屋を作ったりとか、そういった体験を行う施設を個々に持っている人もいますし、あるいは集団で持っているところもあるのですが、そういったグリーンツーリズムに関心の高い人たち、取り組んでいる実践者の人たちがこの構成メンバーになっています。

実際に未締結の集落とかにかかわる人というのは、これは全ての人がかかわるわけではなくて、基本的には事務局が中心となってサポートをして集落の話し合いの中で一緒に話をしてあげる、話を聞いてあげるという形が多いです。その中で実際に集落が活動として、例えば体制整備単価に取り組むときには何らかの前向きな取り組みが必要ということで、では都市農村交流をやってみましょうとか、イベントを通じて例えば地産地消とかを推進し

ていきたいと思います。という活動としてのサポートをやっていきます。

○佐藤座長 都市に住んでいる方ですか。

○富山県（林） 都市にというよりも、どちらかという中山間地域の方々ばかりです。

○企画部長 今、事務局とおっしゃったのは、そのNPO法人の事務局。

○富山県（林） そうです。

○企画部長 それはどういう方ですか。

○富山県（林） この人みずからも都市農村交流をいろいろ企画立案はしていくんですが、この人自体は平場の人でして、各地そういう中山間地域にこういうNPO法人の正会員の方々がいらっしゃるので、それらを結びつけるような役割をしています。

○企画部長 別に県のOBとかではなくて、地域のコーディネーターの人ですね。

○富山県（林） そうです。だから、県で行うグリーンツーリズムの事業みたいなものも「グリーンツーリズムとやま」に委託事業を行っているのですが、その人を通じて行う形になっています。

○柏委員 よろしいですか。NPOは、最近非常に期待されているわけなのですが、例えばヨーロッパでも農村開発に専門的な相当の知識を持ったNPOが色々な形でパートナーシップを組んでやっているなかで成功している事例も非常に多いわけです。そこで、対比して考えてみたいのですが、岩手県の場合は、千厩地区だけで25回、短い期間の間にやられて、これはまさに行政の諸力を結集してやっているわけです。そしてきちんとした成果を上げられているというご説明があったと思いますが、そういういわゆる行政の力を総動員する形で、その手法も改良しながら効果を持たせるような仕組みを、また行政活動の中に効率性、効果性を追求させる誘引をも含ませながらやっていく形で進む方向というのが一方で示されています。他方で富山県の場合は、むしろNPOのアンブレラ組織に大きく調整役としての機能を認めて、これからは行政とNPOが連携しながらというような形で調整役として発展させていこうと受けとれました。その意味で多様なかたちでの促進主体と方法が存在するようになったといえるようですね。

○佐藤座長 このNPO法人は未締結集落にフォーカスを当てて活動していて、それ以外は県とか市町村ですね。

○富山県（林） 必ずしもそうではなくて、先程のペーパーにもありましたように、基礎単価から体制整備単価に移行するところにもかかわってもらいたいというような思いはありました。

○守友委員 今、大変重要な議論だと思うのですが、それに加えて熊本のマイスターの活用の話もできました。直接支払の1期対策というか、最初の5年間には事務が煩雑だからどうしようかという問題があって、いい制度なのだけれどもなかなか大変だということで、どう支援するかということで、普及員さんとかJAさんとか土地改良区がサポートしようじゃないかという議論があって実践力が出てきたのですね。ところが、新しい局面になって今出てきたのは、やはり千厩で頑張っている話も出ましたし、NPOも出ましたし、あと地域おこしのマイスター活用というのが出てきているのですね。

そういう面で、かなり多様化していて、中山間の1期目の対策というのがそれなりの地域に頑張れという効果を与えて、その中から我々も予測しなかったような色々なことが出

てきました。今回この多様性を評価する一つの指標として4県の事例を見ていくと、今後の他県への波及として非常に重要ではないかと私は考えております。もう少し探っていくといういろいろ出るのだらうと思いますが、今日の報告は、そういう意味で言うと、何かこちらからはとしたというような事例ではないかなと思っております。

○松田委員 今の守友先生のご意見に賛成なんですけれども、それぞれの県で蓄積しておられる集落をまとめていくノウハウを随分利用していらっしゃるということがわかりました。熊本県の場合は、集落マップづくりというのは、普及センターの方で随分ノウハウを蓄積しておられますよね。それを生かしておられるんだと思います。

そうしますと、今の富山県への村田先生の質問に続きなんですけど、そういう締結に対するサポートをできるような資質や技術を持った方がNPOの中にいらっしゃるということは、多分先程村田先生がどういう方ですかとお聞きになりたかったのは、前職は何ですかとか、どういう経歴の方ですかということだと思います。ということは、人的資源としてどういう方が生かされていくのだらうかという質問だと思うんですけども、その辺、富山はどうですか。

○富山県（林） グリーンツーリズムに対しては、その専門家の人達だと思うんですが、こういった事務に対しては素人に近いです。ですが、グリーンツーリズムも中山間地域の活性化の一つの手段であります。直接支払と全く無関係ではないので、この協定の中に、私が「グリーンツーリズムとやま」に、これらの未締結集落とか事務手続とか、全ての中にかかわっていく、集落を息づかさせて欲しいと考えております。例えば、自分たちが最も得意とするグリーンツーリズムという手段を使って集落を活性化していただきたいということで話を申し上げて、こういったことにかかわってほしいと。だから、全てデータ的なことは計算ソフトが必要、マップをつくるため、協定書をつくるためのデータソフトが必要であれば、それも全てお出ししますから、それらにかかわってくださいというようなお願いをしてきたところであります。だから、この直接支払制度については全くの素人さんです。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○柏委員 新潟県の事例なんですけれども、地域農政推進課というのは、もう私は10年以上前から、別府さんとか、その前の課長さんがいたころから色々勉強させてもらっております。そこでは非常におもしろい対策を矢継ぎ早に出してきており、今度も非常に色々やられているなと思ったわけです。ここで幾つか教えていただきたいのです。事例として3つぐらい挙げた中に、清里が出ています。これは12集落協定を1つの広域協定にまとめたというわけですが、たしかあそこは菅沼地区と櫛池地区と、ちょっと地形条件が分かれているわけです。これは、その辺もひっくるめてなんででしょうか。それともどっちかの地区だけにまとまってという形なんででしょうか。

○新潟県（窪田） ここは、今先生がおっしゃられました、いわゆる櫛池地区というところが中山間地域、傾斜農地を抱えていまして、平場と両方抱えているところです。その制度をやっていた12集落協定プラス1個別協定があるんですが、その12集落がすべて1つの集落にまとまりました。

○柏委員 それは櫛池地区の山間の方ですね。

そして、ここには私が10数年前以上からおつきあいさせていただいている農業公社があ

ります。そこでは職員を独立させたり、それから集落営農がないところに集落営農を立ち上げるような、そういった地域マネジメント機能をあそこの事務局長がやっているわけです。そして、あそこは公社が地域農業の要するにマネージャー機能を果たすというような形で、いろいろ役場と連携をとりながらやっている、非常に非凡な方がおられるんですけども、今回の点に関して、あそこの公社のマネージャーさんがかなり動いてここをやられたというところはあるですか。

○新潟県（窪田） 今回は、集落のニーズを旧村の役場が拾って、それを地区全体の広域協定に引っ張り上げたというのが実態です。この櫛池地区、先程申しました12協定あるんですが、中でも非常に先進的な取り組み、生産法人もつくるし農産加工もやるし都市交流もやるという、先程中山間地域の活性化のイメージ図をお示ししましたが、まさにああいいう地域トータルで取り組んでいる集落がある一方で、その隣の集落では、もう担い手がなくて次の制度には乗れないというような格差が地区内でもあったんです。集落の中からも、これでは櫛池地区全体では守っていけない。自分たちの集落だけがいいというわけにはいかないよという声が出ていまして、それを役場がうまくまとめて引っ張り上げたということだと思います。

○柏委員 あそこの公社の事務局長がかなり役場にいろいろ案を出すような形で、例えば集落営農の立ち上げとか、色々なことを今までやってきているんですけども、そういうことは今回はやられていないですか。

○新潟県（窪田） そうですね。

○柏委員 ありがとうございます。これは新潟県の非常に現実的な、私はやはり中山間地域の実態を見るならば、永続的という言い方をしていますが、持続的な集落営農の担い手をつくり出していくというようなことを、これからの中山間地域の人口動態を考えながらやっていく場合には、新潟県のようにできれば広域化して、そして、先程も高齢者を排除するわけじゃ決してないと言われたわけですが、そのとおりだと思います。同時に、高齢者は年齢的限界から基幹的な作業を十分にはできなくなっているわけです。ですから、その基幹的な作業を請け負って、広域的な集落協定の「コア」となる非常に強い「部分」をつくり出していかなければいかんと思うわけです。そういう意味では非常におもしろい取り組みの始まりになり得るなど、私は非常に感じております。

それから、糸魚川の上根知で特定法人を入れて連携したやり方というのがあります。これは上根知だけじゃなくて、上越市の浦川原区とか、それから牧区あたりとかで東頸城農業特区という形で、その場合、耕作放棄地を復元し、復元したところを自由に農業的利活用しえるということで地場土建会社が入ってやっているわけですが、地場土建会社にとっては自腹での「復旧」は多少厳しい条件だと思うのですが、ただ、本業とのシナジー効果がありますから成り立っているんでしょう。そういったところもどんどんと組み入れていくような形での公民パートナーシップ形成方式も含めながら、多様な形で、とにかく稲作の基幹作業をやっていく持続的なコア部分をつくり出していく。その中に、当然広域的な協定というのは必要であるから、その二本立てでやっていくという形は、そういう意味では非常におもしろい発表でした。

○村田委員 ちょっと熊本県の方にお聞きしたいのですが、この地域おこしマイスターという制度は、前対策からずっと続けてやっているわけですね。平成12年からという

ことですので。新対策においても同じ手法を採用しているのですね。先程、パワーポイントでご説明いただいた事例も、こういう方式は前の制度のときから引き続きやっていることなのでしょう。

○熊本県（池田） 先程の例ですけれども、17ページの 開始年度と書いております。通常3年程度かかっております。先ほどパワーポイントでご説明申し上げましたのは平成15年度からの例です。今年、平成17年度に先程の集落、農地の計画が完成したという地区になります。

○村田委員 先程の説明、具体例というのは、これはいわゆる地元学という手法を活用しているようにも見えていいと思うんですが、新対策においても、この地域おこしマイスターを活用した集落ビジョンづくりをやるのですか。

○熊本県（池田） そちらの方もやっておりますけれども、現在、もう作成した例がありますので、身近に例があるというか、私どもが今年から新対策になって、これでぽんぽんつくってくださいというんじゃなくて、手近にその例がありますので、市町村の職員の方もよく存じていますので、非常にその意味では、今までつくってよかったなと思っております。現在も、そういうマイスターを入れてつくっているところもございます。

○村田委員 ほとんどの対象市町村に、この地域おこしマイスターが一応いるわけですか。

○熊本県（池田） マイスターは、特定農山村、前は補助事業で、来年から県単独になるんですけれども、例えばムサンカの運営のプロとか、それから、どここの新しい料理メニューをつくる方とか、いろいろマイスターがいらっしゃるんです。専門家ですね。その中の一つの職種と申しますか、地域興しの方ですね。

○村田委員 これは県の制度ですか。

○熊本県（池田） 国庫の補助事業でやらせていただいております。

○佐藤座長 このモデル地区に関しては、みんなどこも3年かけて最後の農地保全マップをつくり上げるということで……。

○熊本県（池田） おおむね3年程度でやっております。マイスターの方は、お支払いするのは1時間1万円で、1回2万円ぐらいと短くして決めているのですが、もう4時間～5時間もボランティアでしていただいている部分も非常に多いので、大変感謝いたしております。

○小田切委員 簡単な質問です。4人の方のご報告の中で、あるいは委員の先生方の議論の中で、多様な推進体制が地域ごとに定着し始めているということが大変よくわかったんですが、この多様性と同時に、もう一つ必要なのが、汎用性ではないかと思えます。つまり集落協定づくりだけではなく、今後の集落営農づくりにかかわるような、そのような汎用性を持った推進体制が組めるのかどうかというのが一つの論点だろうと思っています。

その点では、岩手県のこの仕組みが、地域水田農業ビジョンのときにも集落からのボトムアップでのビジョンづくりということで活用されたと思いますし、さらに現在の集落営農づくりでも活用されていると思うんですが、それぞれが別個のチームなのか、あるいは別個のチームだった場合に情報がどのようにやりとりされているのか。さらに集落ごとの情報を蓄積するような、そんな仕組みが地域機関内にあるのかどうか。この辺のところを教えていただければと思います。

○岩手県（佐藤） 水田・米大綱を受けまして、本県の地域ビジョンは、各集落単位に集

落ビジョンづくりをしまして、その上に市町村単位の地域ビジョンが構築されております。これは、集落協定の範囲とは全て一致するわけではないのですが、大方一致はしてございます。山間部の方に参りますと、地域ビジョンとかけ離れた協定というのでも一部見られるわけですが、中間部から平場に近くなれば、そのエリア形態は同一的に重なっていきます。

今回の集落営農づくりも、この集落ビジョンが集落マスタープランとほぼ一致をしながら、さらには集落リーダーの発想を加味しながら集落農業ビジョンにマスタープランが上乘せされた形で集約されているということでございます。それにかかわったスタッフというのは、普及センターの職員、それから農協職員、土地改良区の職員、そして県、市町村の農政職員が参画をしております。よって、地方推進班のチーム員はほぼそれにイコールです。集落営農づくりのノウハウを持った職員が情報を共有しながら組織体制の作り方に対しての提案をしながら構築してきたと受けとめてございます。

それから、集落情報の蓄積という点でございますが、これは非常に難しい点がございます。というのは、その集落における課題的情報は、随時出てくるんですが、それ以外の情報についてもすべて蓄積されて出てくるのかとなりますと、今の段階では、県の出先によっては情報の蓄積の度合いが異なるんじゃないかなと感じてございます。その辺の内容でよろしいでしょうか。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。まだご意見があるかもしれませんが、次の議題に移りたいと思います。

その前に、せっかくの機会ですから、岩手県ほか3県、もしご発言があるようでしたら30秒ぐらいでどうぞ。

○岩手県（佐藤） 私どもに報告を求められた内容は、非常に評価を示しづらい内容でございます。いわば頑張ろうという一つの旗のもとに、主役となる集落の方々、リーダーの方々にこの制度を大いに活用していただいて元気をさらに出していただく。それは持続的、さらには継続的な体制づくりにつながることで、体制整備単価の取り組みは当たり前のことだということで、集落の方々と直接ひざを交えて話し合ってまいりました。色々な手法が構築されて結果が出されたわけなんです、やはり地域を思う心、そこに傾注する職員の方々の意気というところに結果がつながるのではないかと。地域に元気が出れば、高齢化で悩んでいるところにも、一旦はふるさとを出た方々も戻ってまいりますし、地域特産物などが生産されることによって、現状に悩んでいる農家の方々に対して活力が与えられるというようなことが考えられ、この制度を活用した「地域興し」、「地域の活力」につながっていくんだろうと思います。新制度においても前制度の成果以上のものをお示しをしながら、この制度の継続を地域は切に願っているわけでございます。本県としましても、そのような成果をいかに発現するべきかということをテーマに据えまして、成果発現に最大なる力を傾注してまいりたいと考えております。

3期制度に対しても、地域からまたちらほらと声も出てきております。ぜひこの場をお借りしまして地域の声を発言しますれば、継続をお願い申し上げたいというところがございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、次に新潟県、もしありましたら。

○新潟県（窪田） 一言だけでございます。新潟県としては、制度を引き続き継続して推

進していきます。

以上です。

○佐藤座長 富山県

○富山県（林） 最初の2県が非常に立派なことを言われたのに、こういうことを申し上げるのは非常によろしくないのかもしれませんが、本当は「この2期対策、継続いただきありがとうございます」ということを申し上げなければいけないんだと思うんですが、予算要求については、この直接支払制度もシーリングの枠内の中に入っておるわけなんです。今日、この場に出させていただいたということも一つのきっかけとして、私自身も何とか予算確保に向けてまた頑張りたいと思います。またいろいろな相談等もさせていただくかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 最後に熊本県。

○熊本県（池田） 熊本県もご他聞に漏れず、対前年度比県比5%減がかかっておりますが、それに負けず面積を増やしていきたいと思います。皆さん、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、次の議題に移りたいと思います。

3つ目、農地・水・環境保全向上対策についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

○地域整備課長 それではご説明申し上げます。

今日、農地・水・環境保全向上対策をご説明申し上げますのは、実はその内容が、目的は違うんですけれども、今回の中山間の直接支払と共同作業という点で類似しているところがございます。したがって、今日はその概要につきましてご紹介をさせていただきたいと思っております。

参考1、経営所得安定対策等大綱という薄い冊子があります。今日はこれをまず最初に見ていただいて、時間がありましたら横長のペーパーを見ていきたいと思っております。

まず、1ページの基本認識でございますけれども、こちらの経営所得安定対策等大綱（抄）というA4の縦の部分でございます。

1ページめくっていただきまして基本認識のところですが、「平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においては、重要施策の一つとして、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することが明記されている。」今からご説明申し上げます農地・水・環境保全向上対策につきましても、平成19年からの導入を目指すということが明記されております。

次の段で、「また」以下でございますけれども、「この品目横断的経営安定対策の導入に伴い、現在進めている米政策改革の生産調整支援策は見直しが求められ、さらに、産業政策と地域振興政策を区分して農業施策を体系化する観点から、品目横断的経営安定対策の導入と同時に、農地・水・環境の保全向上対策を新たに導入することとしており」ということで、この経営所得安定対策等大綱の中にあわせて盛り込まれたということでございます。

それから、ちょうど真ん中のところでございますけれども、「この経営所得安定対策等大綱は、こうした政策改革の意義を踏まえ、品目横断的経営安定対策の内容のみならず、こ

れと表裏一体をなす米政策改革推進対策の見直し内容、さらに品目横断的経営安定対策と車の両輪をなすとも言える資源・環境対策の内容」――ちょっと読み方はあれなんですが、「品目横断的経営安定対策と車の両輪をなすとも言える資源・環境対策の内容」ということなんですが、「相互の関連にも留意して取りまとめたものである」ということでございます。

2 ページ目のところに、1 と 2 に品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策の中身が書いてございますが、これは省略させていただきまして、農地・水・環境保全向上対策のところについて説明をさせていただきます。

まず趣旨でございます。「農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。」「このような中、農地・農業用水等の資源については、集落機能の低下により、適切な保管理が困難となってきた現状、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。」「また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。」

以上の点を踏まえまして、1 つは、「地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るために地域ぐるみでの効果の高い」――1 と申したのは、この共同活動ということでございます。2 として「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」、その営農活動が2 つ目でございます。この2 つを一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する」というものでございます。(5) のところで少し書いてございますけれども、社会共通資本としての農地・農業用水等の資源と書いてございますが、先程ちょっと説明申し上げました新たな食料・農業・農村基本計画の中で、農地・農業用水等の資源は社会共通資本であるということが明記されました。したがって、個人の農地もしくは共同である農業用水等になるのかもしれませんが、社会共通資本だという位置づけがなされ、その社会共通資本としての役割を発揮するためにこの施策が必要なんだというような位置づけということも言えるのかもしれませんが。

2 の施策の仕組みのところでございます。「地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るために、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動」――先程言った1 つ目の共同活動でございます。「農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動」、これが2 つ目です。3 つ目がちょっと新たにつけ加わってきまして、位置づけとしては同等以下にはなるかもしれませんが、「これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取り組み」を促進させるというようなイメージです。その3 つをともに「協定に位置づけ、地域住民を初めとする多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援をする」というのが施策の仕組みでございます。

3 ページ目をござんいただきたいと思います。

まず、(1) が共同活動への支援ということで、アのところで書いていますが、「食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である農地・農業用水等の資源を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を図るため」、最初のポツですが、「集落など一

定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、この多様な主体の参画というものを求めたいというふうに思います。「活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動を実施する場合に一定の支援を行う」。この一定の支援は、「地域の農地面積に応じて活動組織に交付する。」2つ目として、支援の要件は、「具体的な活動を列挙した「活動指針」」を基礎に設定をする。支援の水準につきましては、10a当たりの単価ということで、国におきましては、下に書いてありますように、水田の都府県で2,200円、北海道で1,700円といったもの。それで同額を地方、つまりは県・市町村に同額の負担を求めていきたいという具合に考えております。

今申し上げましたものを簡単に図で見たいと思います。参考の2で経営所得安定対策等の具体化についての考え方というA4の横の部分がございます。ページが飛んでおりますが、その20ページをちょっと見ていただきたいと思います。

広げていただきますと、20ページと21ページが両方見られるわけなんですけれども、先程車の両輪という言い方をいたしました20ページでございます。力強い農業構造の確立を目指す経営安定対策と、それから基盤となる農地・水・環境の良好な保全と質的向上、農業が本来有する自然循環機能の維持・増進を目指した農地・水・環境保全向上対策、この2つを並べて車の両輪ということで、最終的には農業の持続的発展を目指すということでございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

施策の仕組みのところです。先ほど共同活動と営農活動の支援というのはお話し申し上げましたけれども、まずは「共同活動への支援」ということで、その活動の範囲を区切ります。その共同活動で区切られた農地面積、土俵をつくって、その上で展開する先進的な営農活動、例えば環境保全型農業等に取り組むような取組に対する営農活動の支援を行う場合に支援をするということで、あくまで土俵の上に乗っかっている営農活動を支援するという考え方でございます。

ちょっとまた22ページでございますけれども、共同活動への支援する対象ですが、この真ん中の部分でございます。農地や農地周辺の水路等「地域共同」の取り組みにより保全管理される資源ということで、あくまで生産資源としての役割を発揮し、環境資源としての役割を発揮している農地、それから農業用水路等を対象として、それを支える地域社会の仕組みを新たにつくっていくということに対して支援していくという考え方でございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

これからちょっと細かく入っていきますけれども、まずは対象地域の設定をしていただき、それから活動する組織をつくっていただきます。それから、活動する組織がどんな内容を行うかという活動計画をつくっていただく。そして、活動計画に基づいて効果の高い取組を実施をする。効果の高い取組を行う活動に対して支援をしていくというような大まかな考え方なんですけれども、24ページを見ていただきたいと思います。その対象地域の設定は、集落、それから水系単位とか圃場整備事業の単位とか、いろいろあると思いますけれども、それはもう地域で自由にお考えいただければいい。それから、組織体は、先程申しましたけれども、農業者だけではなくて、農業者以外の参画を必須としていきたいと

いうふうに考えております。

それから、25ページでございます。

当然のことながら、やらなければいけない資源の適切な保全・管理を行う活動、これを基礎部分というふうに称しております。具体的には、右側の箱に幾つか書いてございます。例えば水路の江ざらいとか草刈りとか農道への砂利の補修とか、これは当然やらなければいけない部分。それに加えて誘導部分ということで2つあります。環境資源の向上と生産資源の向上部分でございます。環境資源向上ですと、例えば生態系を保全するとか環境に配慮した取り組みをすることといったような項目がその中に入る。それから、生産資源の向上ですと、破損部分をこまめに補修したりとか、ゲートの保守管理の徹底を図る。このようなことが例示としてはございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

その左のところに要件が書いてございますけれども、基礎部分については、いろいろな農地とか水利施設とかがあるわけなんです、例えば10、20ぐらいの活動項目がこの中に列挙されております。列挙されているというのは、活動指針の中にそういう項目が示されておりますけれども、それらすべて実施をしていただかなければならない。誘導部分につきましては、幾つか活動指針の中に示されているわけなんです、そのおのおの基準以上の活動項目数を実施したとした場合に支援の対象にしようというようなことを考えていきたい。その場合に、国による支援の水準、右に書いてあるような金額を支援するというような形を考えております。

29ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度に全国約400地区で実態調査を行いまして、その実態調査に基づきまして、その支援額なり、それから活動指針といったものをつくってまいりましたけれども、平成18年度におきましては、約600地区程度で具体的にその支援をするというような試みを行っていきたい。具体的にうまく機能するのかどうかということを検証していきたいと考えております。

それから、30ページでございます。

営農活動に対する支援なので、簡単に説明をさせていただきます。上の箱の部分ですけれども、対象地域は、今説明いたしました共同活動へ支援する実施地域であって、計画に基づき環境保全に取り組む地域。対象とする活動は、集落等を単位として、環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で一例としては一番下に書いてございます。地域で相当程度のまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなどの先進的な取り組み。これはちょっと真ん中のところに箱でくくっていますが、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行農法の原則5割以上低減する場合と、こんなときに支援をするということで、具体的な金額等につきましては、今調査をしているというところでございます。

ちょっと飛ばし飛ばしになりましたけれども、説明は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

これから始まるであろう施策についてのご説明をいただきましたが、ご質問でございますでしょうか。

○柏委員 ちょっと順番が後先になって申しわけないのですが、営農活動に対する

支援に関してです。これはかかり増し費用分の補填を検討されているわけですよね。それだと、あえて実費部分しか補填されないのであれば、農家の方としては、やるインセンティブに欠けるんじゃないでしょうか。

○地域整備課長 そのかかり増し経費に対しての補填というのはおっしゃるとおりでございますけれども、地域で取り組むということで広がりを持った地域ぐるみでの取り組みに対しての支援ということで、幅を持っていいでしょうか、広がりを持った形で支援をしていくという考え方で、基盤を守っていく共同活動とあわせて、地域全体として環境に向けた取り組みを促進をしていくということで地域の限定をかけていくという考え方に立っております。

○企画部長 確にかかり増すだけならメリットも何もないということだろうと思いますけれども、現実には、こういった環境に取り組んでいることに対する支援ということについては、一方において高く売れているじゃないかということも相当ございます。したがって、本来ならば、これは環境支払いと通常言った場合には、個々の農家に取り組んでいけば個々の農家に支援してあげればいいじゃないかと。ところが、やはりそういうやり方をしていきますと、ある意味では国民全体から見れば、一方で言うともうけている。結構高く売れているものも現実あるわけですね。それに支援するというのでは、やはりいろいろあるだろう。したがって、かかり増しコストを補てんするということを原則としつつ、一方において地域のある程度の広がり、そういった、いわゆるたまたまある人がやっているというだけではなくて、ある程度のまとまった取り組みをしていることを、むしろ支援の要件とすることによって、いわゆる環境に優しい農業といいますか、これを幅広く日本国内に普及させていこうと、こういう発想のもとでこういう仕組みをとっているということでございます。

○柏委員 環境保全型農業の場合に、プレミアム価格でもってある程度売れると。

○企画部長 それは、現実には必ずしもそうでもない場合もありますし、あるいは、世の中すべてが環境保全型農業になったらプレミアムなんかつかないわけですよね。そういうことは一方によってももちろんあるんですが、やはりかかり増しコストというのが一番現実に費用負担の上乗せ分ということをもっと前提としつつ、なおかつある程度の幅の広がりをも求めていると。

○松田委員 違うところなんですけれども、30ページの図の中で、真ん中の四角の中で「持続性の高い農業生産方式の導入」というものの説明で、農業者はエコファーマーであることが条件と書いてありますね。このエコファーマーというのは、これは申請して認可されずずっとエコファーマーではないはずなんです。今のエコファーマーは変わっていくかもしれませんが、ある一定の条件がクリアされると、3年か5年でエコファーマーというのは終わる。その次に第2段階エコファーマーとかいうのができてくるかもしれませんが、2001年度から始まった制度では、エコファーマーというのは環境保全型農業を始めましたということですから、そういうようなもので、このエコファーマーであることが条件というのは、少しエコファーマー関係の条例との整合性を調整されないといけないのではないのでしょうか。

○地域整備課長 具体的には、これからまだもっと詰めなければいけないところがあると思いますけれども、少なくともエコファーマーであることに加えて、下の相当程度のまと

まりを持った取り組みという、この2つがかかってくるということになります。ですから、エコファーマーであって、なおかつ相当程度のまとまりを持った取り組みを行っていく。

○企画部長 持続的農業という、あの中での制度でエコファーマーというのがありますが、今、松田先生がおっしゃった、何年かで切れるという話、ちょっと私どももその制度の詳細はわかりません。生産局の方で担当しておりますので、ちょっと確認してご連絡した方がいいんじゃないかと思います。恐らくそんな切れるようなものを条件とするのでは、ちょっとおかしいと思いますので。

○村田委員 この場で議論する話ではないのかもしれませんが、今、そういうことが話題になっているので、私もちょっと懸念だけ表明させてもらいたいんです。

今話題になっている共同活動への支援と営農活動への支援、これなんですけど、いつの間にか共同活動への支援というのがコンプライアンスというか、営農活動への支援になっていますね。全く違うものをクロスさせていて非常におかしいと思うんですね。日本の場合、水田農業が中心ですから、よっぽど大規模なら別ですけども、実質的に自分一人だけ農薬、化学肥料を減らすなんていうのはなかなかできない。地域ぐるみというか、共同活動をやっている地域で、なおかつ化学肥料や農薬を抑制的にやっているというところに支援するという、これが現実的だとは思いますが。しかし、例えば畑作なんていう場合には、共同活動への支援ということと営農活動、つまり農家が自然循環的機能に配慮してやるということとは必ずしも一致しないわけですね。そうすると、有機農業とまで言わないけれども、畑作物で一生懸命やっている人たちが対象にならない。対象とするためには地域ぐるみでやらなくてはいけないんだけど、地域の隣の人は、「農薬や化学肥料を減らすなんて関心がない」と協力を得られない。これでは困ります。水田の場合にはかなりできると思うんですけども、クロスしてはいけない種類のものをみそもくそも一緒にしちゃっているということは、非常にこれはまずいと思うんですね。

先程企画部長がご説明になったけれども、これは水田の例ですが、滋賀県でこだわり農産物ってやっていますね。滋賀県が調査した結果、生産量は5%減りますが、平均で5%高く売れるので、ほぼ相殺される。ただコストがかかる。農薬、化学肥料は減るかもしれないけれども、労力ということでコストがかかる。これがざっと5%ぐらいだという。かなり膨大なデータからあそこは5%相当分ということで、反当たり幾らという金を算出して助成しているわけですね。それを県民に公表して、もっともだということで県単独事業として行われていて、それは端から見ても合理的だなと思われるわけです。単独で営農活動でやっているやつは高く売れるんだから、国が一切関知しないということではないんだろうと。

企画部会においても、この営農活動の支援というのは日本においては非常に遅れていて、そういう感覚がないので、ぜひ導入すべきだということになった。ところが農水省の農村振興局と生産局という縦割り組織のおかげでうまくいかない。これは役所の勝手なのであって、実際循環的にやる農家にとっては、農水省の局が2つに分かれても関係ない話です。それはきちんとやるべきで、全く違うものをやるというのは本当におかしい。ここで議論すべき場じゃないのは僕も知っているんですが、どこでやるんだか知らないけれども、知らない間にそうやって政策が決まってしまうのはおかしいんじゃないかと思うんです。どこでやるんでしょうかね。議論しないで行われるのは、非常にまずいと思うんですね。

- 農村振興局長 食料・農業・農村政策審議会で議論をしているのではないかな。
- 企画部長 基本計画時点までは、必ずしもそれが共同活動に対する支援の部分と営農活動に対する支援が一体ではなかったんですね。
- 村田委員 いつの間にかこうなっちゃって、どこでどう議論されたのか知らないんだけども。

○企画部長 そこは、いずれにしても、私どものといいますか、農村振興局が実施部門の部分も、ある意味では環境というものを十分配慮して、それに向けた取り組みをやる。私どもの施策は、という言い方をすれば、それはまた局間という話になるかもしれませんが、いわゆる基礎的な部分、まさに営農の基礎である農地・水というものをきちんと保全・管理していきましょうということからすれば、可能な限り幅広く対象としたいといいますか、当然対象となるべきであるという中で、みんなである程度の環境も配慮するし、営農活動といいますか、農地・水の保全という部分に配慮するという基盤の上に、そういう仕組みができていの中で、ここの個別の環境保全型農業というものがあるのが最も適切なんではないだろうかということで、上乘せといいますか、２段重ねみたいなことで今やろうとしているということでございます。

○佐藤座長 まだご意見もあるかもしれませんが、時間も予定を過ぎております。我々のこの中山間地域等総合対策に関連するということで、農地・水・環境保全対策をご紹介いただいたということで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

きょうこちらで用意した議題は終わりましたが、山田農村振興局長がお見えですので、ごあいさつをお願いします。

○農村振興局長 遅れまして、どうも申しわけありませんでした。ちょっとほかの会合がありまして出ておりました。

今、座長からお取りまとめいただいたとおりでございまして、中山間地域等の総合対策検討会議ということで、私、１月に人事異動で参りましたので初めてお会いをするわけでございます。本当にこれまでいろいろご議論いただき、また、中山間の直接支払等の実施状況も、ご議論の話をきょうは聞けなかったんですけども、新しい対策になって、できるだけこれを発展させ、さらにレベルの高いものに引き上げていきたいということで制度を見直したわけでございますので、ぜひともまた皆様方からさまざまなご意見をいただいて、よりレベルの高い活動につながるようにしていきたいと思います。

それから、農地・水・環境保全向上対策のお話が今ありましたけれども、もう説明したとおりですが、これは19年度の本格実施に向けて、18年度はモデル的にやってみて、ということが適当なのかとか、それは先ほどありました営農活動の部分も含めて、どういう形でやっていったらいいのかというのを、また19年度に向けて詳細を検討していくことになりますので、本日いただいたご意見とか、あるいはこちらからまた十分説明が尽きなかったことはご説明をさせていただいて、ご意見をいただきながら、19年度に向けて議論する場は必ずしもここじゃないかもしれませんが、もちろん、ご意見いただきましたものはできるだけ踏まえながら対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

何か事務局から報告等ございますか。

○地域整備課長 １点ご報告させていただきたいと思います。

専門委員としてご参加いただいております、広島国際大学社会環境学部の地井昭夫教授でございますけれども、健康上の理由から委員を辞退したいという旨のお申し出がございました。つきましては、今後後任の専門委員の人選を事務局の方で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。この件に関してはご発言を求めません。よろしくお願いいたします。

それでは、きょうの用意した議題は全て終わりましたので、あとは事務局にお渡しします。よろしくお願いいたします。

○中山間整備事業推進室長 本日は、大変貴重なご意見、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

次回の開催予定でございますが、本年の６月下旬ごろを目途に考えております。平成17年度の数値が確定する本年６月下旬を目途に考えておりますが、具体的な日程につきましては、また調整をさせていただきたいというふうに考えております。

また、本日の議事録の公開につきましても、各委員の方々のご承認をちょうだいする必要がありますので、ご発言の内容等につきまして改めて確認のご連絡というのをさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。長時間のご審議、まことにありがとうございました。

午後 ５時００分 閉会